

平成 2 8 年 第 3 回 秩 父 別 町 議 会 定 例 会 会 議 録 目 次

平成 2 8 年 9 月 1 3 日 (火)

日程	議案番号	議 件 名	頁
1		会議録署名議員の指名	1
2		会期の決定	1
3		諸般の報告	1
4		行政報告	2
5		所管事務調査の報告（総務経済常任委員会）	4
6		一般質問	4
7	議案第 4 1 号	秩父別町農業委員会の委員の定数に関する条例の設定について	17
8	議案第 4 2 号	秩父別町「ベルパークちっぷべつ」設置及び管理に関する条例の設定について	18
9	議案第 4 3 号	秩父別町町税条例の一部を改正する条例の設定について	21
10	議案第 4 4 号	平成 2 8 年度秩父別町一般会計補正予算（第 4 号）について	21
11	議案第 4 5 号	平成 2 8 年度秩父別町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について	28
12	議案第 4 6 号	平成 2 8 年度秩父別町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）について	29
13	認定第 2 号	平成 2 7 年度秩父別町一般会計歳入歳出決算の認定について	30
	認定第 3 号	平成 2 7 年度秩父別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	30
	認定第 4 号	平成 2 7 年度秩父別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	30
	認定第 5 号	平成 2 7 年度秩父別町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	30
	認定第 6 号	平成 2 7 年度秩父別町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	30
	認定第 7 号	平成 2 7 年度秩父別町簡易水道事業会計決算の認定について	30
		総務経済常任委員会調査報告書	32

平成28年第3回秩父別町議会定例会会議録

開催年月日 平成28年 9月13日（火曜日）
開催場所 秩父別町議会議場
開催時刻 9月13日 午前10時00分

出席議員（9名）

9番	土井	享	君	8番	本村	修二	君
1番	岡崎	丈司	君	2番	藤岡	浩文	君
3番	大野	敬	君	4番	畑田	壽	君
5番	寺迫	公裕	君	6番	柴田	壹隆	君
7番	早川	正剛	君				

欠席議員（なし）

出席説明員

町長	神薮	武	君	副町長	澁谷	信人	君
教育長	西田	康二	君	総務課長	高鶴	公人	君
企画課長	竹内	剛	君	住民課長	尾垣	義次	君
産業課長	金子	利生	君	建設課長	永峰	敏幸	君
教育課長	早川	聡	君	農委事務局長	宮武	幸充	君
農委会長	造田	聡	君	代表監査委員	戸田	保	君

欠席説明員（なし）

出席職員

事務局長

書記

白木隆弘君

吉田悟君

議事日程及び議件

別紙議案のとおり

会議録署名議員

7番

8番

早川正剛君

本村修二君

議 事 の 経 過

(開会宣言)

議 長（土井君）

これより、平成28年第3回秩父別町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(日程第1 会議録署名議員の指名)

議 長（土井君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、7番 早川正剛君、8番 本村修二君を指名いたします。

(日程第2 会期の決定)

議 長（土井君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月15日までの3日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。(異議なしの声) 異議ないものと認めます。

よって会期は、本日から9月15日までの3日間に決定いたしました。

(日程第3 諸般の報告)

議 長（土井君）

日程第3、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長（白木君）

諸般の報告をいたします。今期定例会に町長から付議されました事件は、議案第41号から第48号までの8件、及び認定第2号から第7号までの6件であります。次に、意見案4件がございます。

また議長からの付議事件として、所管事務調査の申し出がございます。

なお、町長から平成27年度地方公共団体の財政健全化法に係る財政指標

の報告、監査委員から8月に実施いたしました例月出納検査の結果が参っております。写しをお手元に配付しておりますので、朗読を省略いたします。以上でございます。

議 長（土井君）

次に、私からの報告ですが、お手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

（日程第4 行政報告）

議 長（土井君）

日程第4、町長から行政報告があります。 町長。

町 長（神薮君）

本日、重要案件をご審議いただくため、第3回町議会定例会を招集致しましたところ、収穫作業等で何かとお忙しい中、全議員のご出席をいただきまして、誠に有難うございます。

8月24日の第5回町議会臨時会以後の行政執行の主なものについてご報告を申し上げます。

最初に、財政健全化法に基づく平成27年度財政健全化判断比率について、ご報告申し上げます。平成19年度に地方公共団体の財政健全化に関する法律が施行され、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の早期健全化基準及び財政再生基準がそれぞれ示されております。本町の場合、健全化判断比率の状況では、実質赤字比率・連結実質赤字比率につきましては、何れも収支は黒字であり、将来負担比率は起債残高の減小によりまして将来負担額はございません。また、実質公債費比率は平成26年度より1.4%減少し、7.5%となり国の定める基準を大きく下回り、健全団体と言える状況であります。詳細につきましては、お手元に配布した資料をご覧いただきたいと存じますが、今後も適正な財政運営に努めてまいり所存であります。

次に、寄付採納につきましてご報告申し上げます。9月1日に深川市の株式会社しまのさんの常務取締役、飛弾野貴広様が役場にお越しになり10万円の浄財のご寄付をいただきました。株式会社しまのさんは、仏壇仏具の店

として昭和11年9月に設立をされ、今年創立80周年を迎えられましたが、「秩父別町の皆様には大変お世話になっており、そのお礼にかえて」とのご寄付であります。有難く採納させていただき、株式会社しまの様のご意思にそって、社会福祉基金に積み立て有効に活用させていただく所存であります。株式会社しまの様の益々のご発展を心からお祈りを申し上げる次第であります。

次に、農作物の生育状況と出荷状況についてご報告を申し上げます。今年は、平年より早い雪解けで春作業が順調に進すみましたが6月から7月上旬にかけての低温と日照不足で生育が心配されましたが、その後、天候が回復し出穂は、ほぼ順調に経過いたしました。しかし、8月17日からの台風の影響により大雨で一部水田が浸水又は冠水の被害に遭い、水稲やブロッコリーに品質低下・収量の減少が心配される所あります。空知農業改良普及センター北空知支所の発表により生育状況は、前回、8月15日現在では3日遅れでありましたが、中旬以降、平年を上回る気温が続いたことにより、遅れを取り戻し、9月1日現在では平年より1日遅れとなっております。平年と比較いたしますと、稈長・穂長はやや短いものの、穂数は若干多い状況となっております。8月の高温多照で登熟は概ね順調ですが、移植の遅いほ場では穂数が少なくなっている等、ほ場により差が大きくなっています。

小麦に関しましては、春先の低温で一時、生育が停滞しましたが、その後は順調に進み、収穫作業も7月中には、ほぼ終了した所あります。穂発芽や赤かび粒の被害はなく、タンパクは概ね品質基準値内で製品重量は10アール当たり7.7俵でありました。

大豆に関しましては、7月上旬の低温が影響し、スズマルでは、1日遅れとなっており、莖数も平年より若干下回っている状況であります。

ブロッコリーに関しましては、現在、13から14作型の収穫期を迎えておりますが、8月上旬の高温、下旬の台風による大雨等で病害虫の発生が見られ、花蕾の品質に影響を与えており、規格外品・返品等が多い状況であります。今後は、15から18作型の収穫となりますが、気象といたしましては、ブロッコリーに適した時期となりますので、今後に期待をさせていただいている所あります。

花卉に関しましては、シヌアータ、シネンシス、ダリアを中心に出荷され

ていますが、8月末現在で平均単価は1ケース3,243円で取引され、昨年同期と比較しまして、約12%ほど安値で取引がされております。

北海道農政事務所は、8月30日に、2016年産水稻の作柄を発表しましたが、北空知はやや良の102となっております。全国的には、作付け面積の7割が平年並みかやや良の作柄となっておりますが、農林水産省の試算では、来年6月末の民間在庫量は、200万トンを下回り、市場の品薄感が強まり、米価が上向くと予想しております。生産者の皆様におかれましては、これから本格的な収穫作業が始まりますが、6年連続の実り豊かな出来秋が迎えられるようご期待を申し上げ、農産物の生育状況と出荷状況の報告といたします。

最後に、建設工事の入札結果についてご報告を申し上げます。2件の工事を発注しておりますが、概要につきましてはお手元に資料をお配りしておりますので、説明を省略させていただきます。

以上申し上げます、私の行政報告とさせていただきます。

(日程第5 所管事務調査の報告)

議 長 (土井君)

日程第5、所管事務調査の報告をいたします。寺迫総務経済常任委員会委員長の報告を求めます。

委 員 長 (寺迫君)

別紙により報告

議 長 (土井君)

ただ今の総務経済常任委員会委員長の報告に対し、何かご意見はございませんか。ご意見がないようですので所管事務調査の報告は、報告済みといたします。

(日程第6 一般質問)

議 長 (土井君)

日程第6、一般質問を行います。

1番 岡崎君の発言を許します。 1番 岡崎君。

1 番（岡崎君）

議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。農業法人設立に向けた講習会をとということで、農業法人設立の推進についてお伺いをしたいと思います。

本町においては数軒の農業法人が活動をしております。さらに法人設立に対して予算を付け、法人設立を促しているところでもあります。しかしながら近年は、その動きも見えて来ない状況であると思います。

法人は将来、秩父別の農業の中心的な役割を担うものと考えております。法人設立に当たって最初に必要なことは、やはり知識だと考えます。行政手続きや法人会計、社会保障制度など家族経営とは異なるものです。知らなければ比較も出来ません。

意欲がある農業者に対して、講習会、講演会、セミナーなど形は問いませんが、なんらか施策が必要と考えます。町長の考えを伺います。

議長（土井君）

町長。

町長（神薮君）

それでは岡崎議員のご質問にお答えをさせていただきます。本町の基幹産業であります農業は、農家戸数の減少とともに、規模拡大が進み、平成28年3月末では、1戸当たりの経営面積は約20ヘクタールとなっております。今後も、規模拡大が進むことが予想されておりますが、家族経営には限界があり、農業生産法人の役割が大きくなると思われれます。農業の法人化は、全国的に見ますと、昭和32年に徳島県のみかん農家が法人化の草分けと言われておりますが、本町におきましては、昭和38年に第1号の農業生産法人が設立され、現在は、農作業受託を含め、8法人が設立をされております。

農業の法人化は、国が平成11年に、食糧、農業、農村基本法に農業経営の法人化の推進が明記されたことにより農業政策における農業生産法人に対する位置づけと関心が高まったと理解をいたしております。本町における法人化への取り組みは、平成7年度に将来を担う若手農業者を中心に農村経営リーダー養成講座を開設をし、4年間法人経営についての勉強会や先進地視

察等を実施してきております。さらに、平成12年度からは意欲のある農家の皆さん21名で農業経営研究会を立ち上げ、北海道農業会議の担当部長や先進的農業生産法人の代表者を招いて農作業受委託を含む法人化への研究に取り組んでまいりました。この結果、平成17年に1法人が設立されたのをはじめ、その後、平成20年に1法人、平成21年に3法人、平成25年に1法人、さらに、今年に入りまして1法人が設立されました。このように、複数の法人が設立されましたことは、生産者が法人化の必要性を認識してきたことに加えまして、行政が先ほど申し上げましたように以前から法人設立に対する研究会を立ち上げ勉強会を進めてきたことが少なからずこうした成果に繋がったと認識をいたしております。

議員からご質問の法人に関する勉強会につきましては、今ほど申し上げましたように、20年以上前の平成7年から取り組んできてございまして、決して十分とは言えませんが少しずつでも法人が設立をされてきておりますから、行政が主導しての再度の勉強会の開催というのは正直申し上げまして考えていなかったところであります。

また、町では、法人の設立を支援するため、平成13年度に農業生産法人設立支援金を補助金として創設をし、2年間継続しましたが、残念ながら農業生産法人の設立には至りませんでした。その後、平成20年度からは、農業生産法人設立支援金を貸付金として法人設立を促してきております。本年は当初予算には計上しておりませんが、現在も継続をしているところであります。本年度は、農地法の改正に伴い農業生産法人から農地所有適格法人へと名称が変更となりましたが、時代の流れとともに法人化への位置づけ、目的が変化しているのが現実ではないかと思っております。近年の農業は、TPPなどの国際化や市場原理の導入が一層進み、時代のすう勢を見抜く力が求められております。このような現状の中、本町の基幹産業の農業が持続的な発展を続けるためには、農業生産法人の育成が重要な施策であり、法人が従業員を雇用することになりますと、遊休農地の防止や若年層の人口確保にも大きな効果が期待できるところであります。

議員からご質問の法人勉強会につきましては、先ほど申し上げましたように、現時点では考えておりませんでしたけれども、近年Uターンなどにより、若い後継者が就農していることもありまして、要望がありましたら勉強会の開催を検討してまいりますのでご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

てお答えとさせていただきます。

議 長（土井君）

岡崎君。

1 番（岡崎君）

町長より要望があれば答える考えはあるということなので、この質問に対しては大きなその何て言いますか、私にとってこの質問に対しては何て言いますかこれで良いと思っはしておりますが、この農業者に対しての法人というものは何て言いますか、農業者本来自ら考えて農業の経営を発展させることを考えて法人を積極的に、何て言いますか、将来を考えて設立すべきものだと思います。その手立てを行政はするだけのかたちにはなるんですけども、積極性をいかに引き出すか、ここが一番私も過去の法人設立の勉強会参加した経緯がございます。一番はその農業者のやる気っていいですか積極性、町内の作業受委託に限らず、町外、何か売って歩くそういうような多角的経営を目指すような、町外にもものを売って収益を上げるというような、そういうような単純に農業経営だけを考えた法人じゃなく、そういう多角的な経営を考えられる経営者を育てるのが、本来これから秩父別にとって必要な法人の形態じゃないかというふうに考えます。

その意味において、例えばですね、拓大と協調して何かを考えるとか、あるいはJAあるいは他町と協調して何か実施する、そういうような形もやはり少し町単独ということでは、どうしても内向きな発想しか出てこないのではないかなというふうに考えます。その辺の発展性を考えた時の法人の在り方、農業生産法人に限らず六次産業化まで考えた時の法人の在り方について、町長の考えを再度お伺いしたいと思います。

議 長（土井君）

町長。

町 長（神薺君）

行政としてはですね。どのように農家の皆さんが今岡崎議員が言われたように、やる気を起こしていただくかという非常に難しい面があるんじゃない

かと思っております。

以前平成7年から岡崎議員を初め9名の議員の中に含めて3の方が当時研究会に参加をされてございました。一番難しかったのはですね、当時はやはりそれぞれの全部財布を投げ出して法人を設立するというそうした一番難しい所から入っていったような気がいたします。なかなかやはりそれぞれ個人一人一人が社長であるとそうしたことを全部ですね、釜戸を投げ出してつまびらかに経営状況をお示しをして、そして共同に法人設立をするということはまあ多分当時は本当に皆さん方が理解がなかなかできなかったのではないかとと思っております。そうしたことから当時はすぐには出来なかったのではないかとと思っておりますけども。今、議員からありました広域的な官権、広域的な拡大ですとか農協さんも現在もどうかわかりませんが法人設立にはつきましては助成金もJAさんも考えていると思っております。

まああのいずれにいたしましても、進めていく段階におきましてはですね、議員の今いろいろご意見をいただきましたことを参考にしながら、また農家の皆さんが積極的に参加をされまして、その六次産業化に向けても取り組んでいただけるような方向でですね、そうした進め方についていろいろと検討して参りたいとそう思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

議 長（土井君）
岡崎議員。

1 番（岡崎君）

ありがとうございます。必要な時には行政の支援をいただけるものと信じまして一般質問を終わります。ありがとうございました。

議 長（土井君）

以上で、岡崎君の質問を終わります。

次に、8番 本村君の発言を許します。 8番 本村君。

8 番（本村君）

ではあの議長のお許しをいただきましたので一般質問をさせていただきたいというふうに思います。質問の事項につきましては農業継承策としての新

規参入をどう考えるかということで農業委員会の会長に答弁を求めたいというふうに思います。

ここ10年間での農地の異動は顕著であり平均耕作面積は18.2ヘクタールとなり、農家戸数は最も多い昭和27年の893戸であり、平成27年には159戸で平成8年330戸の半数にまで減少している。団塊世代といわれる方々が高齢で離農されれば一層農家戸数は減って行くと考えられる。現在60歳以上で後継者のいない方が37名おられることを考えると2,800ヘクタールの優良農地と地域社会を守って行けるか危惧される。現在では法人経営で大規模農業経営をされる方が加わり、農地の売買賃貸、作業受託で遊休地なく地域農業を守られていると感じております。また、後継者がUターンして規模拡大されるなど農地が有効に活用されております。しかし、家族経営農家では規模拡大するには限度があると考えます。28年4月に改正された農業委員会法でも、新規参入の促進がよりよく果たせるよう、という一文がございます。国では青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため青年就農給付金を施策し支援しています。本町でも産業後継者新規就業支援金貸付が施策されております。26年度空知振興局管内では20人の新規参入の実績がございます。本町の農業を振興発展させ地域社会を守るためにも農業従事者を増やすことが必要であると考えます。

農業委員会として、現状と今後を考えた時、農業を継承する新規参入者の受け入れを念頭におき検討されていると思いますが、どのような対応を考えているのか、課題や受け入れ体制なども含めてお伺いをいたします。

議 長（土井君）

農業委員会会長。

農業委員会会長（造田君）

本村議員のご質問にお答えをさせていただきます。農業委員会の調査によりますと、平成28年4月現在の1戸あたり経営面積は、20ヘクタール、経営者の平均年齢は59歳、後継者数は30人、農家戸数150戸となっております。新規就農者も過去10年間、新卒者7名、Uターン17名、新規参入者1名となっております。1年平均2.5名となっております。また、今後5年間の離農件数は27戸と予想され、5年後の1戸あたり経営面積は、2

4. 4ヘクタールになるものと思われます。さらに10年間で予想される離農件数は46戸であり、一戸あたりの経営面積28.9ヘクタールと予想され、農家戸数は、104戸となるものと考えております。議員のご指摘とおり、将来にわたる農地の適正な維持保全と後継者の確保は喫緊の課題であると認識しております。

北海道農業会議では、土地利用型農業を目指す新規就農者は、地域における遊休農地を防止したり、地域活性に向けた大きなインパクトになることから、農村地域振興の要であると位置づけております。新規就農にあたり大きな課題であります、農地や施設さらには機械設備取得にかかる多額の初期投資に対する支援を拡充するよう国に要望しているところであります。また、全国農業会議でも新規就農者が地域に溶け込み、安定した農業経営を営むためには、地域における受け入れ環境を含めた支援体制の整備が重要であるとの認識から、地域の農業委員による世話役活動をはじめ、町内会やJAによる支援体制の確立などを呼びかけております。それら、全国・道農業会議の動きをもとに平成28年度秩父別町農業委員会活動方針の重点事項に地域農業の振興と担い手育成を掲げて、新規就農者に対する支援や担い手農業者が持続的な農業を展開できる制度について、関係者に周知しております。町では、今年度から秩父別農業再生協議会が主体となり、新規就農者受入れに対する検討会等を実施しており、そのメンバーに農業委員会も参画をさせていただいております。

移住定住促進、労働力の確保、遊休農地・耕作放棄地の未然防止、多面的機能の維持、特産品作物の作付面積の維持、拡大、5つを目的としてハード、ソフトの両面から新規就農者の受け入れ体制にして検討をしております。検討会の中で、農業委員会の役割は、農地のあっせん利用調整、売買、賃貸借を中心とした新規就農者へのサポート、世話役と考えております。

今後、町と連携を密にし、町が実施している新規就農者への支援策に農業委員会としても積極的に関わってまいりますのでご理解をいただきますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

議 長（土井君）
本村君。

8 番（本村君）

いろいろ答弁をいただきましてありがとうございました。今、会長の話では町が行う行政が行ういろんな支援策に対しても協力をしていくということでの話しかないといいふりに思いますし、また農業委員会としてもそういう振興策についていろいろ考えているということでもございました。以前はなかなか難しいことであるということ、話が話題にもならなかったのかなというふうにも思いますけれども、あちこちでの事例もあるということで本町の農業委員会、また行政においてもそういう方向に向かっていただいていることに大変感謝をいたすところでございます。実際に新規参入された方々のご意見の中にはやはり当時振り返るとですね、農地のあっせんについて大変精力的にさせていただいたということもあつたりまた、町だとかJAによります新規就農者の経営開始資金があつた町もあるようでもございますし、また経営だとか、また技術指導も本当に熱心させていただいた。またあと条件的にも農家の居抜きですね。先ほども大きな水稲農家にもし入って来るとしても投資が大きいということで、大変であるということで農機具やなんか住宅も農所も含めて全部置いて農家の人だけが離農されて新しい方が入るようなそういうことで、大変新規参入をされた方が助かっているというような話も聞いております。

そういうことも含めましてですね、少しでもやはり新規参入に来ていただける、また入って本当に実際2年間以上の研修が必要であると今なっておりますけれども、そういう時のサポート、そういう意味では指導農業士さんの役目もあるでしょうし、先ほどもお話がありましたように地域の方、町内会だとかJAだとかいろんな団体の方の支えがないとだめだと思いますけれども、それらの支えについてもう少し具体的にですね、会長の方からお考えがありましたらお伺いをしたいと思います。

議 長（土井君）

農業委員会会長。

農業委員会会長（造田君）

ありがとうございます。今本村議員の方から再度ご質問をいただきました。本村議員がおっしゃられたとうりのことかと思っておりますし、これから新規参入

っていう中には今ありましたように、第三者継承というのは非常に重要な役割にもなってくるのかなというふうに思っております。そういう中で町も今、申しあげましたように行政の中で考えておりますし、そういう中で農業委員会もJAそれから地域において一緒にそういうサポートがどういうふうに行けるかという具体的なものは、まだまだこれから課題もいっぱいあるかと思っておりますので、そういうのに向けて農業委員会も委員一丸となって頑張っていきたいと思っておりますし、また新規参入だけではなく既存の農業家族経営やられてる方の農地の流動化、それから集積、団地化とかいろいろそういうものもこれからますます進めていかなければならないかなと思っております。

農業経営の中で家族経営では、やはり30町なり40町ぐらいが本当に限界の数字なのかなというふうに思います。そういう中で新規参入の方々にもそういうところでも学習してもらい、またそれから先ほどありましたように8つの法人の中で、新規参入の事業の中でやっていただく。そういう中の農業委員会としては、農地が主になるかと思っておりますけれども、そういう意味では今後ともサポートをどういう最高のものが出来るかということ、これからまた委員さんそれから町長はじめ皆さんと相談させていただいて進めていきたいなというふうに思います。

議員の皆さんにも本村議員の皆さんにもよろしくご協力のほどをお願いしたいなというふうに思います。答弁になったかどうか分かりませんがご理解をいただきたいと思っております。

議 長（土井君）
本村君。

8 番（本村君）

仮の話をするのはどうかと思っておりますけれども、今、結局新規参入で秩父別に農家に入りたいという方がもし、もしという言い方はいけないかもわかりませんがそういう方がおられた場合すぐ、まああの先ほど言ったような国のいろんなことを受ける意味ではいろんな手続もあろうかと思っておりますけれども、そういう部分ではスムーズな形で受入が出来る状態になっているというふうに判断してよろしいのでしょうか。

議 長（土井君）
農業委員会会長。

農業委員会会長（造田君）

はい、再度議員の方からご質問いただきました。今、受け入れ事業的には町、JA関係機関のホームページ等でもそういう新規参入の募集もさせていただいておりますし、それぞれ公社、農業回答の相談会新規参入に向けてそういう相談会の開催もされております。そういう意味で先ほどありましたように農業再生協議会の中で、今、新規参入に向けた検討会をそれぞれ農業士の皆さんそれから普及所等々の中で相談をさせて、どういう形の中で最高の第三者継承も含めて出来るかということを検討をさせていただいております。

まだまだいろいろあるわけですが、そういう中で先ほどありました六次産業化も含めたいろんな中での事業を展開して、これからいけるのかなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

議 長（土井君）
本村君。

8 番（本村君）

新規参入こうやって申し上げとりますけど、なかなかその本当に入ってこられる方が現れるかということも大変難しいことだというふうには思うんですけども、やはりあの過去のJAのアンケートに寄りますと、後継者がいない方が自分の離農に対してのいろんな中で、その今言った第三者継承だとかそういうことの興味がある方もいらっしゃるというふうに数字で残っておりますけれども、そういうことは数字では表れて来るんですが実際その状況だとかその制度だとかという部分を考えると、なかなかその解らない方が多いのかなというふうに思います。

いろいろ農業委員会もいろいろやっていただいているということでございますので、できればそういう方もおられる中でやはりそういうことについての情報提供だとか勉強会だとか将来後継者がいない方に対して、そういうようななんていうのかな情報開示とか情報のなんか提供をする場も考えていただきながら、また離す方また受入の部分でも今後もいろいろいろんな方

策を取っていただければなというふうにお問い合わせを申し上げて質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

議 長（土井君）

以上で、本村君の一般質問を終わります。

次に、2番 藤岡君の発言を許します。 2番 藤岡君。

2 番（藤岡君）

議長の許可を得ましたので私からはリフォーム補助金と耐震化対策についてということで町長にお伺いをしたいと思います。8月の中旬からそれぞれ台風等々の被害で大変な被害を蒙った、あるいはまた亡くなられた方もたくさんいらっしゃいます。ご冥福をお祈り申し上げたいと思います。

今や雨、風などの天気予報については格段なる技術の進歩が進んでおりまして、かなりの確率で予報が出来るという状況になっておるかと思います。そこでなかなか予知ができないというのが地震だというふうに認識をしております。近年では東日本、また熊本、そして函館と大きな地震が発生しております。活断層の上にこう日本列島が位置しているということもいわれておりまして、いっどこでおおきな災害が発生してもおかしくない状況といえるのではないかなと思います。

このような状況の中で、国は公共施設などの耐震化を進めているわけですが、我が秩父別においても拠点となる役場庁舎ですとか、避難所となり得るほぼすべての公共施設の耐震化が終了したというふうに理解をしておりますが、公営住宅ですとか一戸建ての住宅はまだまだそういう対策にはなっていないのではないかとこのように考えております。特に古い建物ほど未対策ということになっているというふうに思います。自宅で就寝中に大きな地震が発生すれば、家具ですとか天井の下敷きになって被害が拡大するという報道、ニュース等でもよく見るところでございますし、また自分の命は自分で守るというのが基本ではあるわけですが、ただ今、秩父別町では独自の施策として、リフォーム補助金ということを創設されて実施をされております。大変な人気というふうに伺っております。補正予算を組むということも伺っております。そこでですね、このリフォームの補助金制度にあわせて災害対策につながる工事を実施する場合においては、町の独自の上乘せをぜひお願い

したいというふうに申し上げたいというふうに思います。

今年の5月の広報ちっぷべつにもPRとして載っておりましたが、これはなかなか条件が厳しいというふうに私も理解をしております、なかなか手つける部分は難しいのかなど。申請の期限が今年の12月末というような期限を切られているというようなことをございまして、また費用もかなり掛かるというようなことのございますので、秩父別の独自の制度という部分で考えていただけないだろうか。

また耐震の部分についてはなかなかイメージっていいですか町民の皆さんの理解が少ない部分でもあるのかなというふうに思いますので、行政としては大事なんだよという部分の理解、PR等も積極的な部分でお願いしていただければなというふうに考えておりますので、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

議 長（土井君）

町長。

町 長（神薺君）

それでは藤岡議員のリフォーム補助金と耐震化対策についてお答えをさせていただきます。住宅リフォーム補助金につきましては、長く本町に住み続けていただきたいとの思いから個人の住宅環境整備を支援するため、本年4月15日から受け付けを開始したところであります。町民の皆様から大変好評を得ており9月9日現在で43件の申し込みがあり、予算に不足が生じたので今期定例会に補正予算案を上程しているところでございます。主な工事内容は、屋根、外壁の塗装が20件、屋根、外壁の改修が14件、浴室の改修が4件などとなっております。

議員ご提案の耐震化対策に対する補助金でございますが、平成24年5月に秩父別町住宅耐震改修促進助成要綱を制定をし、耐震改修補助金を制度化しているところでございまして、補助金の額は工事費の5分の1、30万円を限度としております。なお、同様の補助制度は道内では約半数の89市町村が実施をしております。

町では毎年、広報ちっぷべつ、なるほどなっとくことしの仕事に掲載し、

さらには町のホームページ、町内会長会議におきましても周知をしておりますが、これまでの利用実績はございません。理由といたしましては、本町は地震などの大きな自然災害が少ないことに加え、耐震改修工事をするためには耐震診断を受け倒壊の危険性があると判断をされること、耐震改修工事は、壁を増やす、壁の内部に筋交いを入れる、柱と筋交いを金物で補強するなど建物の躯体にかかわる工事になるため費用が多額になること、居住したままでは工事がし難いことなどのためではないかと推察をしております。

耐震改修補助金は耐震性が低いとされている旧耐震基準で設計された昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅を対象にしております。耐震診断を実施し耐震性がないと判断された場合に、その住宅に応じた対策工事を実施することになりますが、耐震診断は設計図面があれば空知総合振興局が無料で実施しております。耐震改修補助金と住宅リフォーム補助金を併用して一度に両方の工事をすることも可能でありますので、必要な方は是非利用をしていただきたいと考えております。耐震改修制度とともに、地震の際に屋内での事故防止のため、家具の固定等につきましても改めて周知してまいりますのでご理解を賜りますようお願い申し上げます、お答えとさせていただきます。

議 長（土井君）
藤岡君。

2 番（藤岡君）

ありがとうございます。ただいま町長のお話の中で詳しく耐震改修の事業については説明をいただきました。お聞きのように事前に診断が必要であるとか56年以前に建てられた建物でないと対象とならないですとかいろいろ要件が厳しいということで今まで実績はゼロという報告でございますが、リフォーム補助金と併せて使えるということが理解できたかなというふうに思います。大変これも有難いことだなと思いますが、リフォーム補助金の方が今、たくさん利用されているということで、このリフォームに関連して個人的に耐震のいろんななんていいますか部材を、小さな部材といえますか、例えば家具の倒れるのを防止するようにつっかえ棒的なものも買われる方もいらっしゃるのかなと思いますけれども、このようなですね、小さな部分にお

いても耐震化というような補助金の対象になるような形がとれば、もう少しこの耐震化の工事が進んで行くのではないかというふうに考える部分もございます。

いずれにしても行政の役目としては町民の生活を守るというのが大儀だろうかなど考えた中では、そういうところも補助金の対象になるんだよということのきっかけづくりといいますかそういうのが寛容になってくると思いますので今後もですね、十分に検討していただいて住民の生活をこういかに守っていくかっていう部分をと、いうことでよろしくお願ひしたいというふうに思います。これは一応要望ということでお話をさせていただいて私の質問を終わりたいと思います。以上です。ありがとうございます。

議 長（土井君）

以上で藤岡君の質問を終わります。

1 1 時 1 0 分まで休憩をいたします。

休 憩 午前 1 1 時 0 0 分

再 開 午前 1 1 時 1 0 分

再開をいたします。

（日程第7 議案第41号「秩父別町農業委員会の委員の定数に関する条例の設定について」）

議 長（土井君）

日程第7、議案第41号「秩父別町農業委員会の委員の定数に関する条例の設定について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（高鶴君）

別紙議案により説明

議 長（土井君）

これより、議案第41号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。(なしの声) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。(なしの声) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第41号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。(異議なしの声) ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号は、原案どおり可決いたしました。

(日程第8 議案第42号「秩父別町「ベルパークちっぷべつ」設置及び管理に関する条例の設定について」)

議長 (土井君)

日程第8、議案第42号「秩父別町「ベルパークちっぷべつ」設置及び管理に関する条例の設定について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 企画課長。

企画課長 (竹内君)

別紙議案により説明

議長 (土井君)

これより、議案第42号に対しての質疑に入ります。3番 大野君。

3番 (大野君)

今度新しくできます遊戯施設含めてこのベルパークちっぷべつ、非常に親しみやすいネーミングになっていると思います。条例の関してはですね、一つの管理条例だと思いますので条例そのものに対しての、そのいわゆる質問じゃない。ただそのいわゆるベルパークちっぷべつ、ベルパークというそのいわゆる公園の名称でございますけれども、ベルパークのシンボルというのは100年記念塔じゃないかと私は思うんです。そんなもんで100年記念塔は道の駅にありまして、このベルパークという名称で公園を位置づけるならば、温泉施設だとかあるいはふれあいプラザ、陸上競技場あとパークゴルフ場を含めて100年記念塔周辺にあるいわゆる秩父別の施設、これを含めた形でのそのいわゆるベルパークという、そういうような議論はなされなか

ったんでしょうか。お伺いします。

議 長（土井君）
企画課長。

企画課長（竹内君）

記念塔の周辺の施設を含めてという議論をされたかどうかというご質問かと思えますけれども、温泉、ふれあいプラザ、陸上競技場それぞれファミリースポーツセンターに於いてでも付いているものですが、それぞれ条例がもうすでに定まっております。

今回設置いたします屋内遊戯場の周辺の施設、屋外スポーツ公園として利用された部分ですが、それらの部分ファミリースポーツセンター条例を準用しながら管理をしてきたわけですが、今後、町外からたくさんの方が来られる施設になると思われることから、今回その部分を適正に管理していくうえでその準用されていた部分について適正に管理するために、今回条例を定めることにさせていただきます。

議 長（土井君）
3番 大野君。

3 番（大野君）

条例はやっぱり確かになくちゃ、各施設そういったものに対する管理条例ですから定めなくちゃいけないというのは分かるんですが、ただ秩父別に交流人口を増やすということでこれからたくさんのお客さん、町外からお客さんと呼ばなくちゃいけない、そういう時にですねこのベルパークというそのいわゆること、だいたいインターネットにもおそらくベルパークという形で出ると思うんですがベルパークということで検索するとですね、この中に例えば子どもの遊戯施設だとかキャンプ場だとかそれだけじゃなくていろんなものも入ってますよと、一つの大きな公園としてそういうものをインターネットで周知することは出来るわけですよ。ネーミング的にもやはり子どもも覚えやすい名前ですベルパークというのは。ですから検索するにあたってはベルパークでおそらく検索するんですが、そうすると温泉も

あるんだ、パークゴルフ場もある、体育館だとかそういう研修施設もある。そういうものがもろもろ入っているとちょっと行ってみようかと、そういうような方って秩父別以外の遠いところからも、ちょっと秩父別のベルパークにちょっと行ってみようかということで交流人口がどんどん拡大すると思うんです。

そういうことで、今回質問させてもらったわけですが、できれば今までの個々の施設にはそれぞれ名前がついているんです、全てね。だからそれまで変える必要はまったくないんですけれども、やっぱりベルパークという捉え方、これからやっぱりこれが一つの秩父別のメインにやっぴりなってくると思うんですよね。なのでベルパークをもう少し拡大するような形で、お金どのぐらいかかるかという看板を取り付けたりそういうお金はやっぱりかかると思います。それ以外の部分は条例の改正とかそういった部分で可能ではないかと思うんですけれども、できればお客さんをたくさん呼ぶためにはこのベルパークという言葉をもっと少し浸透して出来るようにご努力願えないかと思っておりますけれども。

今後将来、温泉施設だとか全てのあそこら辺の施設、100年記念塔を中心とする施設これをベルパークにするとういような考えはないかどうかお伺いします。

議 長（土井君）

町長。

町 長（神薺君）

大野議員の再度のご質問にお答えをさせていただきます。

大野議員からご指摘がありましたように、全体を含めたベルパークということかどうかということでもありますけれども。現在は当面このような形でですね、スポーツ公園というのがそういった条例がセンターの中に含まれていたとそんなこともございまして、今回このようにさせていただきました。さらにまた以前にお話をさせていただきましたように屋外にもですね、整備をしたいと。それがその上の方にはベルもということもございまして。確かに今おっしゃられましたように、全体をPRしていくことは非常に大切なことだと思っておりますので、明年度以降の整備が終わった段階でですね、また検

討させていたいただきたいとそのように思いますのでよろしくお願いいたします。

議 長（土井君）

他に質疑はございませんか。ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はございませんか。討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第42号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号は、原案どおり可決いたしました。

（日程第9 議案第43号「秩父別町町税条例の一部を改正する条例の設定について」）

議 長（土井君）

日程第9、議案第43号「秩父別町町税条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（高鶴君）

別紙議案により説明

議 長（土井君）

これより、議案第43号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。（なしの声）質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第43号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号は、原案どおり可決いたしました。

（日程第10 議案第44号「平成28年度秩父別町一般会計補正予算（第4号）について」）

議 長（土井君）

日程第10、議案第44号「平成28年度秩父別町一般会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（高鶴君）

別紙議案により説明

議長（土井君）

これより、議案第44号に対しての質疑に入ります。6番 柴田君。

6番（柴田君）

13ページ、7款1項2目の観光振興費、北空知広域観光実践プロジェクト負担金として140万。これ1市4町というお話しでしたけれども1市4町の負担割、それとこれは国内旅行の情報誌を作成することが目的というふうに先ほど説明がありました。この情報誌に秩父別としてどのようなPRをしていくのかそのことを二点お伺いいたします。

議長（土井君）

産業課長。

産業課長（金子君）

柴田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

最初に1市4町の負担割合という内容だと思いますが、今回の地域づくり総合交付金につきましては市町村一定額の交付となっております。各市、町それぞれ140万ずつの交付を道からいただいております。

それと二点目でございますが、雑誌につきましてはただ今、もう事業が進んでおります。内容につきましてはそれぞれ各市、町の観光地それと特産品、それと他の観光誌とちょっと違うのはですね、地域の活躍する方、人の紹介もしていただく予定となっております。ちなみに目にした方もいらっしゃるかもしれませんが、こういう雑誌が北海道の札幌で農業者が発行しておりますが、ここの業者にですね、今委託契約を深川市の方でさせていただきますまして地区ごとに作る情報誌なんですが、これを北空知1市4町の特集ということで発行をする予定となっております。以上でございます。

議 長（土井君）
6 番 柴田君。

6 番（柴田君）
それではあの、原案はもう既にできているっていうこと、PRを情報誌に載せる。原案。

議 長（土井君）
産業課長。

産業課長（金子君）

こないだもここの業者さんいらっしゃったんですけども、今業者さんの方でそれぞれ観光資源といいますか、そういうのを今情報収集をして原案を作っているところでございます。

議 長（土井君）
他に質疑はございませんか。8 番 本村君。

8 番（本村君）
11 ページ、4 目 18 節ですね。屋内遊戯施設用の備品購入費の部分でお伺いをしたいと思います。これについては幼児用の遊具等を購入するのかなというふうに思うわけでございますけれども、昨年あちこちの施設も見せていただいた中では、こだわりを山、森林に囲まれた町においては木のぬくもりにこだわった遊具を用意したりしているところもございましたが、本町におきましてはそういう遊具についてのこだわった部分というのがあるのか、また購入予定のものについてちょっとご説明をいただきたいと思えます。

議 長（土井君）
企画課長。

企画課長（竹内君）

屋内遊戯施設の備品、遊具についてということですけども、屋内遊戯施設、

既存のもの現在建てられているものにつきましてはネット遊具、そしてウォーミングクライミングということで、それらのものしか建設されてございません。上下に頭を使って遊ぶようなイメージをして建物は作っておりますけれども、今回の備品につきましては小さいお子さんが遊ぶ部分ということで、それらの方が簡単に利用できると言いますか、そういう遊具を準備する予定でございます。

あと、ボールプールですとかそれらの子ども達の中に入ってってというんですかね、そうやって遊べるようなもの、本町、木の町とかでもありませんので特にこだわりを持って選定はしておりませんが、楽しんでいただけるような遊具をそろえていきたいと考えてます。ご理解をいただければと思います。

議 長（土井君）
8 番 本村君。

8 番（本村君）
オープンまでのということで整備をされると思いますが、今後においては下の遊具ですのでいろんな時代に応じて、またいろんな遊具も新しいものが出て来るとお思いますので、そういう状況においては入れ替わりも考えられていくのでしょうか。

議 長（土井君）
企画課長。

企画課長（竹内君）
来年の4月オープンとしておりますけれども、それまでに遊具等揃えていきます。十分、遊具の中身等吟味して購入していきたいと考えてございます。

議 長（土井君）
他にございませんか。5 番 寺迫君。

5 番（寺迫君）

4 ページ、債務負担行為の中の屋外遊戯施設の管理運営費ということで、2,945万4,000円を見込まれておりますが、3年間ということなので単年度でいくと1,000万弱という指定管理料になると思うんですが、この内容をもう少し教えていただきたいのと、屋内ということになっておりますが今回屋外の設計費も計上されております。屋外が出来た場合にはどんな形になっていくのかということもお教えてください。

議 長（土井君）
企画課長。

企画課長（竹内君）

債務負担行為の屋内遊戯施設の管理費ということでお答えさせていただきます。町の方で積算した金額になりますけども人件費といたしまして330万程度、電気代ですね、電気代が250万円、上下水道が60万円、あと除雪関係で30万円、その他保守管理料等入れて980万円程度になることになってございます。指定管理者に出すということで今進めていますので当然それらの諸経費、消費税等も含まれた金額になってございます。以上です。

それとですね、屋外施設が出来た時の管理体系ですけれども、現在のところ来年オープンする施設について債務負担行為をおこさせていただいてございますけれども、来年以降屋外建設が進むと思います。今後、相対的な管理をするのかそれとも別々の管理をするのか、最適な方法をどれが良いのかということを検討しながら今後進めていきたいと考えておりますので、現在のところこういった管理をするということはまだ決定されてございません。

議 長（土井君）
5番 寺迫君。

5 番（寺迫君）

はい。人件費330万見積もっているということなんですが、今年、町の予算で視察を行かさせていただきました、道北、道央地区ですね。その施設によっては指定管理も札幌の業者ですとか、複数の方がいたりまた特殊な技能を持った方も人件費というかそこに勤めている方もいらしたんですが、こ

の330万の人件費の内容といたしますか、作業内容というか、いろんな施設が中にありますんで危険防止とかクライミングとかもあってそれを教えたり危ないものもありますんでそういったものですか、あと小さいお子様を連れてお父さんお母さんもいらっしゃいますけれども、そういった方々が溜まり場みたいになっている場所もあるんですが、そういった使い勝手の中での管理運営に当たる人の人件費というなかでその330万円の少し細かい内訳というかそれをちょっと教えていただけますか。

議 長（土井君）
企画課長。

企画課長（竹内君）

屋内遊戯施設の管理の体制ということでまずお答えをさせていただきますけれども、管理については通常1名の方を管理人として配置したいと考えてございます。道内いろいろ先進的な施設で子どもたちに遊びを教えたりというような施設もあるかと思えますけれども、本町の施設はあくまでも遊戯ということで利用者の考えのもと遊んでいただくという、特に指導するような管理体制を考えてはおりません。あくまでも親子で来て遊んでいただいと考えるので、管理人の方については施設の清掃、それと危険な状況であればそれらを注意していただくような状況の管理をしていただこうと考えてございます。

人件費の内訳につきましては、既存考えてますのは、9時から5時のオープンというか開園時間を考えてございます。その開園時間にプラス前後30分程度の開園に対する準備の時間を設けて、現在時給800円程度を見込んで人件費をはじき出しているところでございます。休館日につきましては今後検討はしていきますけれども、一応最大といたしますか、先進的な事例を見ますと月に1回休まれているというのが近隣施設でございますので、それらを参考にして積算したところでございます。以上です。

5 番（寺迫君）
はい、わかりました。

議 長（土井君）

他に質疑はございませんか。 2 番 藤岡君。

2 番（藤岡君）

1 1 ページ、住宅リフォーム補助金についてお伺いします。先ほども一般質問で少し触れさせていただいたんですが、今回補正予算組んでいただいて本当にありがとうございます。これの継続性について、また町長任期期間中はずっと続けたいという部分があるのか、また今年度、もし追加で足りない場合は新たな補正を組んでいただける要素があるのかお伺いしたいと思います。

議 長（土井君）

建設課長。

建設課長（永峰君）

第一点目のこの制度がいつまで続くのかというご質問でございますが、これにつきましてはこの制度が要項で制度化しておりまして、その要項につきましては町長の任期までの要項の修了期間となっております。

また、今回補正を上げさせていただいておりますが、この後足りなくなった場合はどうするのかというご質問でございますが、なかなか件数が正確に見込めないということもございまして、今回補正を提案させていただいたあとも、やりたいんだというようなご相談を数件受けております。今後もまだ数件そういうことが出て来るのではないかと想定されますので、今回の補正で更に不足した場合には、更に補正をお願いしたいというふうに考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長（土井君）

他にございませんか。 8 番 本村君。

8 番（本村君）

1 1 ページ、4 目企画費の 1 3 節ですね。委託料についてご質問します。屋外遊戯施設実施設計についてということでございますけれども、屋外と

ということで当地は雪も多いという部分がございます。この遊戯施設に対して雪の対策を含めてまた利用者、遊戯施設というふうにはなっておりますけれども、例えば子どもさんだけが利用できるようなものなのかまた一般の大人の方も利用できるのか、そういうコンセプトについて説明をいただきたいと思っております。

議 長（土井君）
企画課長。

企画課長（竹内君）

屋外遊戯施設の設計についてということですが、こちらにつきましてはこれから議決をいただいて発注していくわけですが、雪、当然秩父別町多いことから雪に十分耐えられるような設計となるよう、委託された業者と十分協議進めていきたいと考えてますし、今回屋外の遊戯場につきましては子どもから親、それに加えて祖父母の皆さん、全て皆さんが楽しめるようなコンセプトで三世代公園となるような形で考えてございます。町民だけでなく町外からも来られたご家族連れの方が、皆さん楽しめるような公園となるよう設計していきたいと考えてございますのでご理解いただければと思っております。

議 長（土井君）

他にございませんか。ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。（なしの声）討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第44号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号は、原案どおり可決いたしました。

（日程第11 議案第45号「平成28年度秩父別町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について」）

議 長（土井君）

日程第11、議案第45号「平成28年度秩父別町農業集落排水事業特別

会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 建設課長。

建設課長（永峰君）

別紙議案により説明

議長（土井君）

これより、議案第45号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。（なしの声）討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第45号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号は原案どおり可決いたしました。

（日程第12 議案第46号「平成28年度秩父別町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について」）

議長（土井君）

日程第12、議案第46号「平成28年度秩父別町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 建設課長。

建設課長（永峰君）

別紙議案により説明

議長（土井君）

これより、議案第46号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。（なしの声）質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。（なしの声）討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第46号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号は原案どおり可決いたしました。

(日程第13 認定第2号「平成27年度秩父別町一般会計歳入歳出決算の認定について」、認定第3号「平成27年度秩父別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第4号「平成27年度秩父別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第5号「平成27年度秩父別町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第6号「平成27年度秩父別町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第7号「平成27年度秩父別町簡易水道事業会計決算の認定について」)

議長（土井君）

日程第13、

認定第2号「平成27年度秩父別町一般会計歳入歳出決算の認定について」、
認定第3号「平成27年度秩父別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
の認定について」、

認定第4号「平成27年度秩父別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の
認定について」、

認定第5号「平成27年度秩父別町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて」、

認定第6号「平成27年度秩父別町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
の認定について」、

認定第7号「平成27年度秩父別町簡易水道事業会計決算の認定について」、
以上6つの案件を一括議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（高鶴君）

別紙議案により説明

議長（土井君）

お諮りいたします。本案件につきましては、全議員をもって構成する決算
審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することにいたしたいと存じま
す。これにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、本案件につきましては、全議員をもって構成する決算審査特別委

員会を設置し、これに付託し、審査をいたすことに決定いたしました。

(延会宣言)

議 長（土井君）

お諮りいたします。本日の会議は、この程度に留め延会としたいと存じます。これにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

明日、9月14日午後4時30分から本会議を再開いたしますので、定刻までにご参集願います。ご苦勞様でした。

延 会 午後 12時18分

平成 28 年 9 月 13 日

秩父別町議会議長 土 井 享 様

総務経済常任委員会委員長 寺 迫 公 裕

委員会調査報告書

平成 28 年第 2 回定例会において本委員会に付託された閉会中の調査事件について、会議規則第 76 条の規定により次のとおり調査結果を報告します。

記

1 調査事項

- (1) 介護保険事業について
- (2) 産業の担い手対策について
- (3) 農業委員会制度改正について

2 調査の経過

本委員会は 8 月 19 日に開催し、介護保険事業・産業の担い手対策及び農業委員会制度改正について担当者から資料に基づき説明を受け、質疑応答により調査を実施した。

3 調査の結果及び意見

(1) 介護保険事業について

本町の人口はこの 10 年間で 455 人減少しているのに対し、75 歳以上の後期高齢者人口は 65 人ほど増加しており、高齢化率（65 歳以上）はこの 4 月現在で 41.1%に達している。しかしながら、後期高齢者人口は数も比率も増えてはいるが、要介護認定者数はここ 10 年で微増の状況に収まっている。

介護サービスとしては、特別養護老人ホームをはじめとする施設系のサービス並びに訪問介護、通所介護などひとつおりの介護サービスが提供できる体制が整っており、利用者が不便を感じるような状況にはないと言える。

介護保険の制度は公費と保険料で成り立っているが、65歳以上の方の介護保険料は全国的に上昇傾向にある。後期高齢者人口の増大が最大の要因で止むを得ないものではあるが、制度を健全に維持していくためにも、より効果的な介護予防事業を実施することで、介護費用の縮減を図ることが望まれる。

平成 29 年度からは、要支援状態の方への在宅サービスの一部が介護予防給付から外れ、市町村が行う新しい介護予防・日常生活支援総合事業に組み替えられ、これにより市町村は第一次的に介護予防事業を行っていくことになる。実際には、介護サービス事業者に業務を委託する形態になると思われるが、利用者の意向を汲み取り、現状のサービスレベルを落とすことなく、町民のさらなる福祉向上に努めるよう望むものである。

(2) 産業の担い手対策について

本町の農家戸数は減少傾向が続くとともに、人・農地プランのアンケートでは、60歳以上の農業経営者の中で37戸が後継者不在であり、その面積は414haに上る。

そのような状況の中、移住定住対策と、本町農業の持続発展の観点から、新規就農者受入事業に取り組むことは、時宜を得たものと考えられる。

今年6月には、指導農業士・農業士・法人代表者及び空知農業普及センター等関係機関による本事業に対する検討会が初めて開催されたところであるが、新規就農予定者を研修生として受け入れ、通年雇用に対しても積極的な法人が存在することは、企業の少ない本町にとって将来に一筋の希望が持てるところである。

しかし、冬期間の仕事の確保が難しいことから、今後は、雇用の場の確保や6次産業化への支援等行政の積極的な支援を行うことにより、現在行われている手厚い子育て支援等との相乗効果で新規就農希望者が増えることを望むものである。

(3) 農業委員会制度改正について

農業委員会法改正は、農業委員会が、その主たる使命である、農地利用

の最適化（担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）をより良く果たせるように改正されたところである。

農業委員会の業務の重点は、農地利用の最適化の推進であり、農業委員の選出方法も改正され、地域の農業をリードする担い手が透明なプロセスを経て選任されるように、議会の同意を要件とする町長の任命制に変更された。

新制度について、予め、農業者、農業者が組織する団体その他関係者に対して、候補者の推薦を求めるとともに、募集をすることとなり、原則として過半数は認定農業者とし、農業者以外の者で、中立的な立場で公正な判断をすることが出来る者を一人以上入れるとなっている。

定数に関しては、現農業委員検討会において、現行の12名とすることとしている。今後定数条例の設置、さらには来年の6月定例会においては、選任の人事案件（同意）となるが、適任者を選任し任命することを願うものである。